

公認クロスカントリースキー指導員規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認クロスカントリースキー指導員（以下「指導員」という。）に関し、必要な事項を定める。

(年度)

第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

(任務)

第3条 指導員は、クロスカントリースキー界の先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。

(資格)

第4条 指導員は、公認クロスカントリースキー指導員検定規程に定めた検定会で合格した者が、別に定める手続きを行うことにより資格が付与され、全国共通の資格を有する。

(活動の範囲)

第5条 指導員は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認スキー学校等において活動することを原則とする。

(有効期間)

第6条 指導員の資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。

(義務)

第7条 指導員は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 指導員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認クロスカントリースキー指導員研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。
- (2) 研修会の出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定事業一覧表に定めるとおりとする。
- (3) 指導員は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。

(資格の停止)

第8条 指導員が、クロスカントリースキー指導員研修を2年続けて未修了の場合は、指導員の資格を停止する。資格停止中の者は、指導活動を行うことができない。

(資格停止の解除)

第9条 指導員の資格の停止解除は、公認クロスカントリースキー指導員研修修了により資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

第10条 指導員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、指導員の資格を喪失する。

- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき
- (2) 本連盟の規約に違反し、指導員としての体面を汚すような行為があったとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。

(登録料の納期)

第11条 第1条に定める指導員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成11年10月18日	制定
平成13年9月28日	改正
平成14年6月28日	改正
移行平成20年9月16日	改正
平成21年9月18日	改正
平成22年8月31日	改正
平成25年7月9日	改正
平成26年7月15日	改正
平成27年7月14日	改正
平成29年7月15日	改正
平成29年8月22日	改正
令和2年11月6日	改正
令和3年7月7日	改正
令和5年7月5日	改正
令和5年9月14日	改正